

財務省第12入札等監視委員会
令和2年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和2年12月15日(火) 福岡合同庁舎5階 共用第2会議室	
委員	委員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委員 堺 祥子(井口・堺法律事務所 弁護士)	
	委員 東 能利生(東能利生公認会計士事務所 公認会計士)	
審議対象期間	令和2年7月1日(水) ~ 令和2年9月30日(水)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名 : 佐世保合同庁舎電話設備更新工事 契約相手方 : OKIクロステック株式会社 (法人番号 6010701001991) 契約金額 : 6,028,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年8月7日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 福岡港湾合同庁舎照明制御装置更新工事 契約相手方 : パナソニックLSエンジニアリング株式会社九州支店 (法人番号 3120001089786) 契約金額 : 9,350,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年9月1日 担当部局 : 門司税関
随意契約(公共工事)	-件	-
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 乗用自動車賃貸借6台 (令和2年10月1日~令和7年3月31日) 契約相手方 : 名鉄協商株式会社 (法人番号 3180001033061) 契約金額 : 18,378,360円(税込) 契約締結日 : 令和2年7月29日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 高速冷却遠心機等の購入 契約相手方 : アドバンテック東洋株式会社 (法人番号 3010001117541) 契約金額 : 4,830,100円(税込) 契約締結日 : 令和2年9月14日 担当部局 : 福岡国税局
うち応札(応募)業者数 1者関連	2件	契約件名 : 乗用自動車賃貸借6台 (令和2年10月1日~令和7年3月31日) 契約相手方 : 名鉄協商株式会社 (法人番号 3180001033061) 契約金額 : 18,378,360円(税込) 契約締結日 : 令和2年7月29日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 高速冷却遠心機等の購入 契約相手方 : アドバンテック東洋株式会社 (法人番号 3010001117541) 契約金額 : 4,830,100円(税込) 契約締結日 : 令和2年9月14日 担当部局 : 福岡国税局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【事案 1】 契約件名 : 佐世保合同庁舎電話設備更新 工事 契約相手方 : OKIクロステック株式会社 (法人番号 6010701001991) 契約金額 : 6,028,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年8月7日 担当部局 : 福岡財務支局</p>	
<p>低落札率であることから、工事が適切に行われているか、また予定価格の積算が適正かについて確認したい。</p>	
<p>予定価格の積算にあたり、既存設備メーカーから見積書の提出を受けているが、他社からも見積りを受けるべきであったのではないか。</p>	<p>既存設備との親和性や職員の習熟度を考慮したうえで、既存設備メーカーの商品により仕様を作り、同メーカーに絞って見積書を徴取したところだが、同商品を扱う者が複数あることを考慮し、複数者から見積書を徴取することも検討すべきであった。</p>
<p>交換機と電話機の組合せについては、同一メーカーの商品に限られるのか。 また、30キーの多機能電話機が必要と判断した理由は何か。</p>	<p>動作保証や設備保守を考慮すると、交換機と電話機は同一メーカーの商品とするのが一般的と考える。 なお、電話交換士を置かない小規模官署が入居する佐世保合同庁舎においては、入居官署間で調整の結果、30キーの多機能電話機が必要と判断したものである。</p>
<p>この種の設備では、当初導入したメーカーの設備に縛られる傾向にある。 今回のような入替工事の際には、既存設備にこだわらず設備全体を入替えることも検討しては如何か。</p>	<p>建物の一部に手を加える工事までは想定していなかったが、価格的な分析は行っていないことから、今後の参考とさせて頂きたい。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 2】 契約件名 :福岡港湾合同庁舎照明制御装置 更新工事 契約相手方 :パナソニックLSエンジニアリング 株式会社九州支店 (法人番号 3120001089786) 契約金額 :9,350,000円(税込) 契約締結日 :令和2年9月1日 担当部局 :門司税関</p>	
<p>高落札率であり、予定価格の積算が適正なのか、また競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>A社製の照明制御盤装置を使用して更新することが前提となっているが、競争性確保の観点から、他社メーカーの照明制御盤装置での更新を含めて、他社メーカー系列の施工業者からの見積書徴取も検討すべきではなかったか。</p>	<p>A社製以外の照明制御盤装置で更新することになると、既存設備との互換性の関係で、照明制御盤装置以外の機器についても更新が必要になり、別途費用が掛かる等の理由から、落札業者からのみの見積書徴取とした。</p>
<p>特定の箇所だけ修繕した方が、既存設備との関係で費用も安く済むということであるが、他社メーカーでの修繕可否の確認も含めて、見積書を徴取できなかったか。</p>	<p>他社メーカーの修繕対応及び見積書徴取は可能であるが、追加経費等の費用面を考慮し、落札業者からのみの見積書徴取とした。</p>
<p>既存設備の使用を前提で、照明制御装置だけを同じメーカーで更新したことは理解できるが、予定価格を算定する際、メーカー聴取価格に調整率を用いた理由は何か。</p>	<p>一般的な値引き率を聴取し、調整率として積算した。</p>
<p>調整率に関し、一般的な価格と卸し価格の違いについて、他社メーカーから聴取することもできたのではないか。</p>	<p>今回は他社メーカーから聞き取っておらず、ご指摘の点は、考慮すべきであったと考える。</p>
<p>照明システム全体ではなく、一部機器の更新にとどまったのはなぜか。</p>	<p>不具合が発生している箇所は、照明制御装置のみであり、照明システム全体を更新するとなると、長期の工事期間及び高額な改修費用が見込まれることから、当該装置に限定して更新を行った。</p>
<p>参考見積については、一般的にメーカーから直接徴取するものなのか、それとも工事業者から徴取するものなのか。</p>	<p>今回の入札には、メーカー以外の業者も3者参加しているが、互換性を踏まえ、既設のA社製ありきでの調達を実施することとしたため、今回はメーカーに限定して参考見積を徴取した。</p>
<p>メーカー価格を参考にすることは、大事なことかと思うが、工事業者から見積もりを徴取するよりもメーカーから徴取した方が、予定価格の算出としては妥当という考えか。</p>	<p>そのとおりである。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 3】 契約件名 : 乗用自動車賃貸借6台(令和2年10月1日～令和7年3月31日) 契約相手方 : 名鉄協商株式会社 (法人番号 3180001033061) 契約金額 : 18,378,360円(税込) 契約締結日 : 令和2年7月29日 担当部局 : 長崎税関</p>	
<p>総合評価方式。1者応札である。評価方法が適正であるか、また予定価格の積算が適正なのか確認したい。再リースとなっている点についても確認したい。</p>	
<p>カーリース業者は多数存在するが、結果的に1者応札となった経緯と推察される理由は何か。</p>	<p>結果的に1者応札となった経緯と推察される理由については、今回仕様書の燃費の項目について、「車両重量区分に応じて平成32年度燃費基準+40%達成車以上であること」としたが、本年4月以降のマイナーチェンジにより、A社製ミニバンのハイブリッド車の燃費基準が「車両重量区分に応じて平成32年度燃費基準+30%達成車」となったことから、同車両を取り扱う業者が軒並み仕様を満たす車両を準備することができなくなり、結果的に1者応札となったものと推測している。</p> <p>また、仕様書作成時に入手したカタログはマイナーチェンジ前のものであり、その当時マイナーチェンジがあることやマイナーチェンジにより燃費基準が低下することについては、ディーラー等からの情報がなかったことから、燃費基準が低下することに気付くことは困難であり、今回1者応札になったことは避けられなかったと考える。</p>
<p>メーカーAの燃費基準が+40%から+30%になったので、メーカーAを扱うカーリース業者が外れたが、メーカーC等他のメーカーについても仕様書の燃費基準を達してなくて、メーカーBだけが+40%を達成していたのか？</p>	<p>+40%を達成した車は、B社製とC社製があり、同車両を取り扱う業者は入札に参加することは可能であったが、C社製を取り扱う業者は今回参加意向がなかった。また、当初5社からの入札参加の意向があり、複数社による応札が行われるであろうと考えていたので、特段声掛けは行っていなかったところ、7月に入って、A社製の燃費基準が変更していたことに気付いたので、その後声掛けを行う時間的な余裕がなかった。</p>
<p>今回は、1者応札は避けられなかったとのことであるが、今後は、1者応札となることを避ける方策について考えがあれば示されたい。</p>	<p>今後、仕様書の作成の際に、ディーラー等から積極的に燃費基準等にかかる情報を収集を行う必要があり、複数の業者が参加できるような仕様書を作成する必要があると思う。</p>
<p>予定価格積算のための業者聞き取りを、X社、Y社の2者だけからの聴取で、名鉄協商(株)からの聴取を行っていなかった理由は何か。</p>	<p>今回予定価格を積算するにあたり、過去に落札実績のあるX社から聴取し、またY社に対しインターネット調査を行ったが、その時点で名鉄協商(株)の存在を把握していなかったため、名鉄協商(株)からの聴取は行っていない。</p>

<p>長崎市市内にはレンタカーの会社が何社もあって、それらの業者が入札に参加したようなので、そこから複数聞き取ることを考えなかったのか。</p>	<p>前回の落札者であるX社以外に、前回の応札者であるZ社に対しても参考見積を依頼したが、先方から今回参加する意向はないと回答があり、参考見積を断られた経緯があったことから、今回はインターネット調査で対応した次第である。</p>
<p>X社以外の4者が入札に参加しなかったのは燃費基準の理由が大きかったのか、それ以外に特に入札に参加しなかった理由について聞き取りは行ったのか。</p>	<p>2者については、燃費基準の変更のためA社製を準備することができなかったと聞き取っており、残りの2者については聞き取りは行ってないが、いずれもA社系のカーリース業者であり、おそらく同じ理由で入札に参加できなかったと思われる。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 4】 契約件名 : 高速冷却遠心機等の購入 契約相手方 : アドバンテック東洋株式会社 (法人番号 3010001117541) 契約金額 : 4,830,100円(税込) 契約締結日 : 令和2年9月14日 担当部局 : 福岡国税局</p>	
<p>高落札率で1者応札である。予定価格の積算が適正なのか、また競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>仕様に合致する製品がA社製品のみ限定されたのはなぜか。</p>	<p>分析を行う設置場所の広さや間取り、床材の耐荷重等の状況を勘案し、A社製品をベースに仕様書を作成したが、本体寸法等には幅を持たせるとともに、回転速度等の性能については、分析に必要とする一定の数値以上とし、A社製品以外に性能の高い製品も応札されることを期待し仕様書を作成した。</p>
<p>仕様書で定めた仕様要求を満たす高速大容量冷却遠心機は、A社の製品以外にないのか。特殊性が高く、ある程度限定されるにしても、「業者意見」「業者聴き取り」の業者とは具体的にどこなのか(メーカーor販売店)。</p>	<p>A社製品以外にも複数のメーカーが製造していると思われるが、設置場所の広さや耐荷重等の状況を勘案し仕様書を作成した。業者への意見聴取は、契約業者を含む販売店2者に対して実施し、予定価格の積算に当たりA社製品が市場でどれだけの価格で取引されているのかを聴き取った。</p>
<p>当初入札参加者は2者であったものが、結果的に1者応札となった経緯と理由並びに1者応札の回避の方策はないのか。</p>	<p>入札参加に至らなかった理由は、取引先のメーカーに仕様書に合致する製品がないということであった。 1者応札の回避策としては、複数のメーカーに対して幅広く製品情報を収集し、複数の製品に合致する仕様書を作成すべきであったと考える。</p>
<p>予定価格の積算に当たり契約業者を含む販売店2者から業者意見を聴取したとのことであるが、その2者を参考にした理由は何か。</p>	<p>その2者は、過去に取引の実績があったことから選定したものである。</p>

【委員会の審議結果】	
<p>今期の全体の調達案件については、全体的には落札率あるいは応札業者等において競争性には欠けてはいなかったと考えている。今後もこの状況が続くかどうか当委員会としては注視していきたい。</p>	
<p>(第1事案について) 既存設備との親和性及び職員の習熟度から既存設備と同じメーカーに限定された事情は理解できたが、予定価格の積算の精度を上げるためにも、市場の実態をより理解し、より多くの業者から参考見積りを徴取することが重要である。</p>	
<p>(第2事案について) 既存設備の互換性からA社製に限定された事情は理解できる。結果的にメーカー系工事業者が参入した案件であったため高落札率ではあるが、市場価格を反映した結果であったと考える。</p>	
<p>(第3事案について) 仕様書で燃費を基準としたことから参加業者が少なくなったという事情は理解できたが、本件落札業者のように他車種を扱うカーリース業者は多数存在している。したがって、応札者を増やすという観点からすると、より多くのカーリース業者に声掛けを行うことが必要であると考ええる。</p>	
<p>(第4事案について) 仕様を決定する段階において、より精査し、複数メーカー製品を許容できるものにすべきであったと考える。また、当該製品はこの業界においては広く取り扱われているものであり、必ずしも特殊な製品とも言えないことから、より幅広く業界調査を行うべきであったと考える。</p>	